第２章　本計画の前提となる事項

１．町の概要

（１）位置・人口等

■沿革・位置

現在の益城町は、町村合併促進法に基づき、昭和 29（1954）年４月に５町村（木山町、広安村、飯野村、福田村、津森村）が合併し誕生しました。熊本県の中央北寄りに位置し、西は熊本市、南西は嘉島町、南は御船町、東は阿蘇郡西原村、北は菊池郡菊陽町に隣接します。

図　益城町位置図

近年は、熊本市のベッドタウンとしての機能性から人口増加が続き、純農村地域から、次第に住宅都市としての性格をもつようになりました。熊本の空の玄関口である「阿蘇くまもと空港」、陸の玄関口である「九州自動車道益城・熊本空港インターチェンジ」などの交通拠点を有し、その地理的な優位性を生かし、様々な企業進出や流通拠点が形成されつつあります。

■地形・面積

益城町の東部から南部にかけては、九州山地系に属する城山をはじめ、朝来山、船野山、飯田山の四峯が連なっています。北部一帯は、約 2,000ha にも及ぶ益城台地と称される畑地がひらけ、中央平坦部は、水田約 1,000ha が整然と整備され、穀倉熊本平野の一環を形成するとともに、都市近郊型の住宅地帯が広がっています。町域を流れる主な川は木山川、赤井川、秋津川、金山川などで、河川はすべて緑川流域加勢川水系に属し有明海へ注いでいます。

町の総面積は 6,568ha で、長さ東西約 11km、南北約 13km、周囲約 48km となっています。

■人口動向

近年、益城町の人口、世帯数、人口密度はすべて微増傾向で推移していましたが、平成 27 年を境に、平成 28 年は、世帯数以外は減少しました。また、男性よりも女性が多い傾向にあります。

■人口構成

益城町の年齢別（３区分）人口構成は、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の割合が約 55.6%と最も大きく、熊本県（56.5%）と同程度の割合です。また、年少人口の割合は熊本県（13.5%）や熊本市（13.9%）よりも大きく、老齢人口の割合は熊本県（30.0%）よりも小さくなっています。

表　人口・世帯数等

	年	世帯数	人　口			人口密度 (1km2あたり)	1世帯人員
			総　数	男　性	女　性		
※	昭和50年	5,195	21,046	9,905	11,141	320.4	4.10
※	昭和55年	6,184	24,175	11,435	12,740	368.4	3.80
※	昭和60年	7,254	26,773	12,749	14,024	407.9	3.70
※	平成　2年	8,002	28,493	13,587	14,906	433.9	3.60
※	平成　7年	9,210	30,758	14,636	16,122	468.4	3.40
	平成10年	9,689	31,713	15,119	16,594	483.1	3.30
	平成11年	9,917	32,103	15,298	16,805	488.9	3.20
※	平成12年	9,973	32,160	15,263	16,897	489.7	3.20
	平成13年	10,139	32,259	15,333	16,926	491.2	3.20
	平成14年	10,299	32,389	15,367	17,022	493.2	3.10
	平成15年	10,477	32,600	15,453	17,147	496.4	3.10
	平成16年	10,965	32,757	15,510	17,247	498.8	3.00
※	平成17年	10,549	32,782	15,565	17,217	499.2	3.10
	平成18年	10,715	32,823	15,605	17,218	499.8	3.10
	平成19年	10,895	32,852	15,611	17,241	500.3	3.00
	平成20年	11,124	32,964	15,694	17,270	501.9	2.96
	平成21年	11,277	33,070	15,703	17,367	503.5	2.93
※	平成22年	10,935	32,676	15,531	17,145	498.0	2.99
	平成23年	11,146	32,874	15,621	17,262	500.5	2.95
	平成24年	11,309	32,987	15,685	17,302	502.3	2.91
	平成25年	11,490	33,099	15,784	17,315	504.0	2.88
	平成26年	11,706	33,386	15,954	17,432	508.4	2.85
※	平成27年	11,438	33,632	16,061	17,571	512.1	2.94
	平成28年	12,945	33,001	15,866	17,135	502.5	2.55
	平成29年	11,151	32,296	15,437	16,859	491.7	2.90

資料：※印は、国勢調査。それ以外は、10 月１日現在の人口による。ただし、平成 28 年の数値は、平成 29 年３月 31 日現在の値による。

出典：益城町ホームページ（平成 26、27、29 年データのみ熊本県ホームページ）

表　年齢区分別人口（平成 29 年 10 月１日現在）

区分		総　数	構成比	男　性	女　性	熊本県の構成比	熊本市の構成比
年少人口	0～14 歳	5,092	15.8%	2,599	2,493	13.5%	13.9%
生産年齢人口	15～64 歳	17,946	55.6%	8,792	9,154	56.5%	60.8%
老齢人口	65 歳以上	9,258	28.7%	4,046	5,212	30.0%	25.3%

注：平成 29 年３月 31 日現在。ただし、熊本県、熊本市の構成比は平成 29 年 10 月１日現在の値による。

出典：熊本県ホームページ

（２）被害状況

■建物被害

●被害状況

・益城町では、住家全壊棟数 3,026 棟で、県全体での全壊数の約３割を占めます。

・町内の被害内訳のうち全壊が、罹災証明交付件数、被害棟数ともに、25%を超え２番目に多い。

表　熊本県全体に占める益城町の住家被害状況　　単位：棟

	熊本県全体	うち益城町	県全体に占める比率
全壊	8,652	3,026	34.9%
半壊	34,312	3,233	9.4%
一部損壊	153,985	4,325	2.8%

※ 熊本県全体の数字については、罹災証明申請件数で集計している市町村も含めた数字のため、住家棟数とは異なる（複数の世帯が入居する住家が重複して集計されている）可能性があります。

※ 益城町の数字については、罹災証明交付件数を棟数に補正した数字

出典：熊本県災害警戒本部　平成 30 年１月 12 日

表　益城町の住家被害状況（棟数ベース）　　単位：（上段）棟、（下段）%

町内の住家総数	被害判定別内訳			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
10,584	3,026	791	2,442	4,325
100	28.6	7.5	23.1	40.9

※ 罹災証明交付件数を棟数に補正した数字

出典：益城町資料　平成 30 年１月 12 日

表　益城町の住家被害状況（罹災証明書交付件数ベース）　単位：（上段）件、（下段）%

罹災証明書交付総数	罹災区分別内訳			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
12,378	3,548	1,006	2,886	4,938
100.0	28.7	8.1	23.3	39.9

※ 罹災証明交付件数ベースでの集計のため、棟数ベースの数字とは異なります。

出典：益城町資料　平成 30 年１月 12 日

●被災分布

〇家屋被災状況の分布

・木山川・秋津川沿いの台地や山裾に形成された住宅地において、全壊被害が多く生じています。

・特に、町役場周辺や嘉島ジャンクション北側周辺で全壊による被害が大きく、一方、町北西端部は比較的被害が小さい。

〇地形・地質との関係

・秋津川沿いの低地の段丘部分での住家被害が大きい。

〇市街地の変遷年代との関係

・1929 年当時からの古い市街地での全壊が多く住家被害が大きい。

・1978 年当時からの市街地はエリアによりばらつきが見られ、市街化された地形・地質によるものと考えられます。

・1989 年以降の市街地での全壊は少ないものの、半壊以上の住家被害も見られ、新耐震建築物での被害も出ています。

〇道路幅員との関係

・幅員４m未満の道路が入り組んだ、古い年代の市街地を中心に全壊が多い。

・避難路確保が難しくなることや、今後の建替え再建時の接道条件への影響も考えられます。

〇公園緑地等分布との関係

・市街地内に公園緑地は２つ存在するのみで、レクリエーション施設を含めても、特に全壊の多い県道熊本高森線南側の近くになく、震災時の一時的な避難先の不足が考えられます。

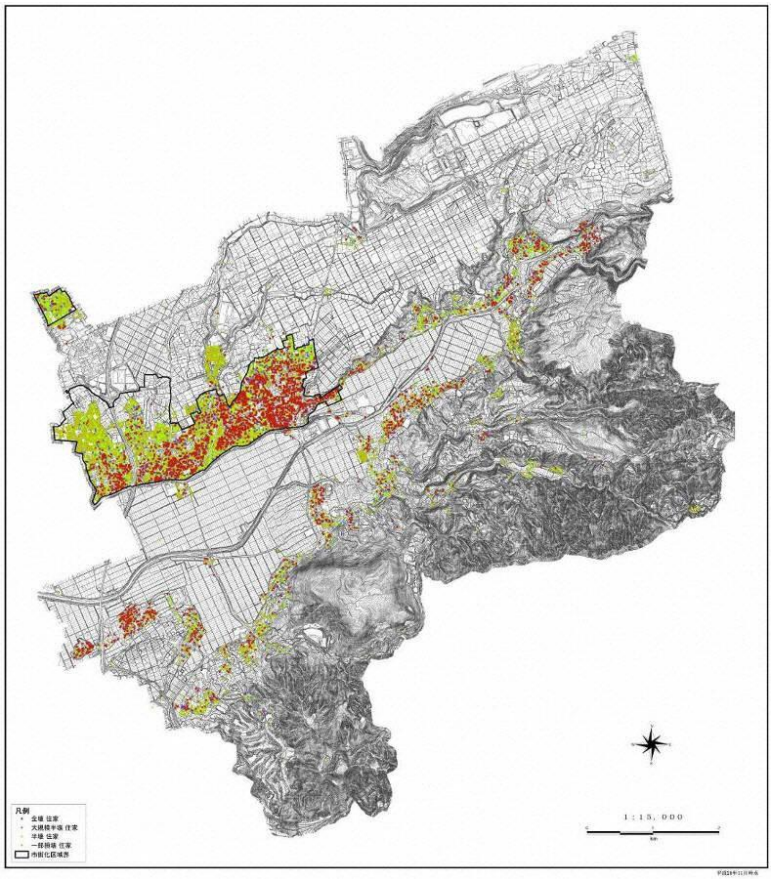

図　益城町家屋被災状況

（３）町の課題

・袋路が多いなど、災害時に避難路となる道路の確保が必要。

・道路は、消防車などの緊急車両が走行できる幅員を確保することが必要。

・災害時に避難地となる公園の確保が必要。

２．地域防災計画の状況

（１）主要防災関連施設（避難路・避難地など）の定義

・主要防災関連施設などについては、法、基準などにより名称、定義などが一元となっていません。

・そのため、今回、法、基準などを基にし、次のとおり、各避難施設などを定義します。

今回名称	今回定義	各法・基準などにおける名称	定　　義	根拠となる法、基準など
地域防災拠点	同右 ・面積要件なし	地域防災拠点	・大震火災等の災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地となる拠点 ・面積概ね 10ha 以上、都市基幹公園等	・防災公園ガイドライン
広域避難場所 （２次避難地）	・発災時に、主に町内に居住する方々が避難する場 ・二次災害の危険性を回避する場 ・総合公園 ・面積 10ha 程度 ・避難圏２km	広域避難地	・地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するものであること。 (1)面積が 10ha 以上のもの (2)面積が 10ha 未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が 10ha 以上となるもの (3)土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(1)又は(2)に該当するものを除く。） ・都市基幹公園、広域公園等 ・避難圏２km	・大臣基準改正 ・防災公園ガイドライン ・内閣府資料
		広域避難場所	・避難活動などに利用できる建物が整備されている広域避難地	・防災公園ガイドライン
指定避難場所 （１次避難地）	・発災時に、主に近隣住民が避難する場 ・二次災害の危険性を回避する場 ・地区公園、公共空地、運動施設 ・面積１ha 以上 ・避難圏 500m	一次避難地	・地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積１ha 以上のものであること（広域避難地に該当するものを除く。）。 ・近隣公園、地区公園等 ・避難圏 500m	・大臣基準改正 ・内閣府資料 ・内閣府資料
		一次避難場所	・避難活動などに利用できる建物が整備されている一次避難地	・防災公園ガイドライン
一時（いっとき）避難場所 （緊急避難地）	・発災直後に、緊急に避難する身近な場 ・街区公園 ・避難圏 250m	一時避難地	・発災後、余震等を避け、情報収集や近所の安否確認等のために、仮に避難する場	・防災公園ガイドライン
		緊急避難の場	・発災直後に、緊急に避難する場。地震災害時においては建築物・家屋の崩壊、落下物等の種々の危険や余震、津波等、水害時においては氾濫流等から逃れるため、緊急避難する身近な都市公園等	・防災公園ガイドライン
		身近な防災活動の拠点	・大震災等の災害発生時における主に身近な防災活動の拠点 ・面積 500m2 以上（人口集中地区について 300m2 以上）、街区公園等	・防災公園ガイドライン
指定緊急避難場所	同右 ※広域避難場所、一次避難場所及び一時避難場所から、町が指定したものとする。	指定緊急避難場所	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を町が指定する。	・災害対策法第 49 条の４
指定避難所	同右 ※広域避難場所、一次避難場所及び一時避難場所から、町が指定したものとする。	指定避難所	・災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、町が指定する。	・災害対策法第 49 条の４
福祉避難所	・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所	福祉避難場所	・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所。一般的には、２次避難所として位置づけられる。	・災害対策基本法施行令第 20 条の６第５号
主要避難路 （２次避難ルート）	・広域避難場所への経路となる道路 ・幅員 12m以上	避難路	・広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道 ・幅員 15m以上の道路または幅員が 10m以上の緑道 ・沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路または緑道（上記を除く）	・大臣基準改正
補助避難路 （１次避難ルート）	・主要避難路に接続し、一時避難場所から指定避難場所や広域避難場所への経路となる道路 ・幅員６m以上			
緊急避難路	・自宅から一時避難場所への経路となる道路 ・幅員６m以上			
消防活動用道路	・消防自動車が通行可能な幅員６m以上の道路 ・道路沿いに消防水利を備える。	消防活動用道路	・消防自動車が通行可能な幅員６m以上の道路	・内閣府資料

※「避難地」と「避難（場）所」の違い
　「避難地」が避難する土地を意味し、「避難(場)所」は避難する場所を言うが、通常、「避難(場)所」は建物を意味する場合が多い。(「防災公園の計画・設計に関するガイドライン（案)」(国土交通省、平成 27 年９月改訂版）より）

※防災公園ガイドライン：「防災公園の計画・設計に関するガイドライン（案)」(国土交通省、平成 27 年９月改訂版)、大臣基準改正：「避難地・避難路の大臣基準改正【国土交通省告示第７６７号】」、内閣府資料：「地震防災施設の整備状況に関する調査　中間報告」(内閣府(防災担当)、平成 14 年７月）

（２）地域防災計画の概要および今後の見通し

１）地域防災計画の概要

・「益城町地域防災計画　平成 29 年度」（益城町防災会議）において、指定避難場所は、避難対象地区および避難段階別に計 16 箇所が指定されています。

・福祉避難所は、計 15 箇所が指定されています。

・指定緊急避難場所は、地震、洪水、土砂災害時別に、公民館、学校、都市公園など計 38 箇所が指定されています。

表　益城町の指定避難所

避難対象地区名	避難準備情報発令時（避難準備・高齢者等避難開始）		避難勧告発令時（避難勧告）		災害発生時（避難指示（緊急）の発令時等）	
	避難所名	収容人員	避難所名	収容人員	避難所名	収容人員
飯野	公民館飯野分館	200	公民館飯野分館	200	公民館飯野分館	200
			飯野小学校体育館	500	飯野小学校体育館	500
					第２保育所	100
広安	広安小学校体育館	1,000	広安小学校体育館	1,000	広安小学校体育館	1,000
					広安西小学校体育館	1,000
			広安西小学校体育館	1,000	益城第２幼稚園	100
					第１保育所	100
（小峯）					広安愛児園	200
木山	益城中央小学校体育館	1,000	益城中央小学校体育館	1,000	益城中央小学校体育館	1,000
					益城幼稚園	100
					第４保育所	100
福田	公民館福田分館（旧福田林業ｾﾝﾀｰ）	200	公民館福田分館（旧福田林業ｾﾝﾀｰ）	200	公民館福田分館（旧福田林業ｾﾝﾀｰ）	200
					木山中学校体育館	1,000
津森	公民館津森分館	200	公民館津森分館	200	公民館津森分館	200
					津森小学校体育館	500
			津森小学校体育館	500	第３保育所	100

表　福祉避難所一覧

施設名	地区	施設の名称	対象者
田原ふれあいの家	熊本北区	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
ノットホーム	熊本中央区	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
特別養護老人ホーム シルバーピアさくら樹	熊本市東区	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
暁荘	熊本市東区	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
盲養老人ホーム 熊本めぐみの園	熊本市東区	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
くまもと江津湖 療育医療センター	熊本市東区	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
ケアハウスわらべ苑	熊本市東区	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
高齢者向け住宅おいけ	益城町（飯野）	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
平成唯仁館	益城町（木山）	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
ほっとふぁみりい	益城町（木山）	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
特別養護老人ホーム ひろやす荘	益城町（広安）	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
特別養護老人ホーム 花へんろ	益城町（広安）	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
小規模多機能あんず	益城町（広安）	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
障害者支援施設 熊東園	益城町（広安）	障害者支援	在宅の知的障がい者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者
特別養護老人ホーム いこいの里	益城町（福田）	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者

表　益城町指定緊急避難場所一覧

指定番号	公園名	所在地	校区	ｈａ	地震	洪水	土砂災害	兼指定避難所
1	益城町公民館飯野分館	益城町砥川 1735-1	飯野	公	○	○	－	○
2	飯野小学校	益城町砥川 910	飯野	公	○	○	○	○
3	益城町第二保育所	益城町砥川 125-1	飯野	公	○	－	○	○
4	益城町浄化センター	益城町馬水 1194-2	飯・広	公	○	－	○	
5	広安西小学校	益城町福富 1001	広安	公	○	○	○	○
6	広安小学校	益城町馬水 35	広安	公	○	○	○	○
7	広崎公園	益城町広崎 907-1	広安	0.08	○	△	△	
8	馬水公園	益城町馬水 468-3	広安	0.11	○	△	－	
9	安永第二団地公園	益城町安永 479―17	広安	0.05	○	－	△	
10	広崎府内公園・熊野宮神社	益城町広崎 1308-34	広安	0.10	○	△	△	
11	ウインズ広安山下公園	益城町広崎 1689―79	広安	0.06	○	△	△	
12	ましき野第２公園	益城町安永 1177-193	広安	0.10	○	△	△	
13	ましき野第４公園	益城町安永 1823―16	広安	0.08	○	△	△	
14	ましき野第５公園	益城町安永 454―1	広安	0.08	○	△	△	
15	広崎西原公園	益城町広崎 814―1	広安	0.20	○	△	△	
16	友愛団地公園	益城町古閑 51-77	広安	0.06	○	△	△	
17	広安愛児園	益城町古閑 73	広安		○	○	○	○
18	馬水オリーブタウン公園	益城町馬水 57―74	広安	0.10	○	△	△	
19	西脇子ども公園	益城町広崎 1060-1、4	広安	0.13	○	△	△	
20	益城中学校	益城町惣領 900	広安	公	○	－	○	
21	益城町第一保育所	益城町福富 651	広安	公	○	－	○	
22	益城町立第二幼稚園	益城町惣領 1471	広安	公	○	○	○	
23	馬水集会所	益城町馬水 831-1	広安	公	○	－	－	
24	益城町立益城幼稚園	益城町木山 589	木山	公	○	○	○	○
25	益城町辻の城公園	益城町辻の城 148	木山	0.31	○	△	△	
26	秋津川河川公園	益城町寺迫～馬水	木山	4.28	○	－	－	
27	益城町文化会館	益城町木山 381-1	木山	公	○	○	○	
28	益城中央小学校	益城町寺迫 1142	木山	公	○	○	○	
29	木山中学校	益城町寺迫 1090	木山	公	○	○	○	
30	益城町第四保育所	益城町木山 567-1	木山	公	○	○	○	
31	益城西原消防署訓練場（屋外）	益城町寺迫 202-1	木山	公	○	△	△	
32	益城町交流情報センター	益城町福原 236	木・福	公	○	○	○	
33	益城町公民館福田分館	益城町福原 1974	福田	公	○	－	○	○
34	天神免第一公園	益城町福原 419-14	福田	0.05	○	－	△	
35	平田集会所	益城町平田 1236	福田	公	○	○	○	
36	益城町公民館津森分館	益城町上陳 363-1	津森	公	○	－	○	○
37	津森小学校	益城町上陳 369	津森	公	○	校舎のみ	○	○
38	益城町立第三保育所	益城町上陳 361	津森	公	○	－	○	○
	指定箇所数				38	27	34	

※表の見方

○：指定緊急避難場所として指定
△：屋根はないが指定緊急避難場所として指定
－：非指定

※地震については全て指定緊急避難場所として指定しているため、屋根あり

・避難地、避難路の定義と既存の施設などの比較は、以下に示すとおりです。

表　主要防災施設と各施設の関係

主要防災施設	定　義	各施設との関係
地域防災拠点	・大震火災等の災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地となる拠点 ・面積要件なし	・益城町役場及びそれと連携したオープンスペース（新規） ・益城町保健福祉センター（既設）
広域避難場所	・発災時に、主に町内に居住する方々が避難する場 ・二次災害の危険性を回避する場 ・総合公園 ・面積 10ha 程度 ・避難園２km	・益城町総合運動公園（総合公園：約 9.9ha）（既設）
指定避難場所 （１次避難地）	・発災時に、主に近隣住民が避難する場 ・二次災害の危険性を回避する場 ・地区公園、公共空地、運動施設 ・面積１ha 以上 ・避難圏 500m	・各校区内グラウンド（益城町民グラウンド(約 2.9ha)、広安町民第１グラウンド(約 1.5ha)など）※1、2 ・各小中学校校庭（グラウンド）※2 ・秋津川河川公園(地区公園:約 4.3ha)（既設）
一時（いっとき）避難場所 （緊急避難地）	・発災直後に、緊急に避難する身近な場 ・街区公園 ・避難圏 250m	・既存街区公園（既設） ・新設街区公園（新規）
指定緊急避難場所	※広域避難場所、一次避難場所及び一時避難場所から、町が指定したものとする。	・広域避難地・場所、一次避難地・場所及び一時避難地から、町が指定したもの。
指定避難所	※広域避難場所、一次避難場所及び一時避難場所から、町が指定した屋内施設とする。	・広域避難地・場所、一次避難地・場所及び一時避難地から、町が指定した屋内施設
福祉避難所	・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所	・町が指定した、田原ふれあいの家など 15 箇所
主要避難路 （２次避難ルート）	・広域避難場所への経路となる道路 ・幅員 12m以上	・主要幹線道路（国道、県道の一部） ・都市幹線道路
補助避難路 （１次避難ルート）	・主要避難路に接続し、一時避難地から指定避難場所や広域避難場所への経路となる道路 ・幅員６m以上	・補助幹線道路 ・生活道路
緊急避難路	・自宅から一時避難地への経路となる道路 ・幅員６m以上	・生活道路
消防活動用道路	・消防自動車が通行可能な幅員６m以上の道路 ・道路沿いに消防水利を備える。	・主要幹線道路（国道、県道） ・都市幹線道路 ・補助幹線道路 ・生活道路

※1：現在、仮設住宅が配置されているグラウンドもあります。

※2：緊急時には、災害の程度および場所により、ヘリコプター発着地となる校庭、グラウンドもあります。

２）今後の見通し

・復興まちづくり計画の策定および改定時には、同計画との整合を精査します。

・各地区のまちづくり協議会から、新たな避難路や避難地などの提案が提出された場合、その内容を精査します。

・上記を踏まえ、必要に応じて、見直し・改定を行います。

・また、防災、減災に関する新たな知見や、社会状況などの変化が発生した場合、必要に応じて、改定を行います。

３．復興計画に基づく復興事業の状況

（１）益城中央被災市街地復興土地区画整理事業

・木山地区における「安心・安全な災害に強いまちづくり」の実現や、「公共施設の整備」、「賑わいあるまちづくり」等を一体的、かつ効率的に推進するために、区画整理事業を進めます。

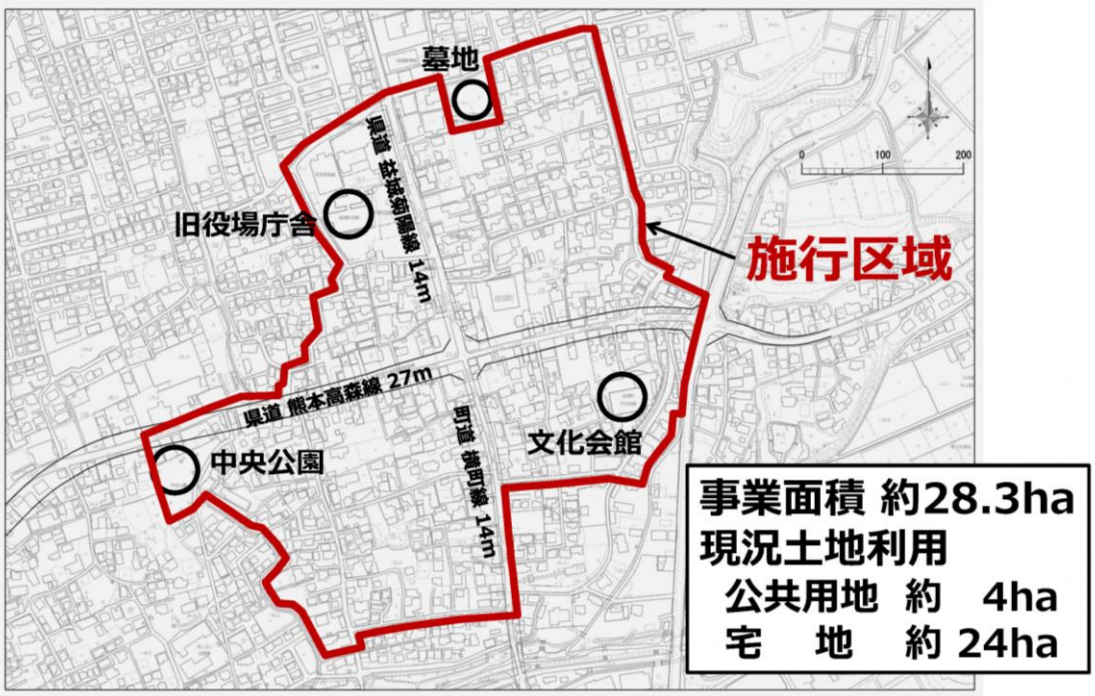

（２）幹線道路

１）都市計画道路益城中央線（県道熊本高森線）

・県道熊本高森線について、拡幅等の整備（歩行者・自転車の通行空間確保、停車帯、植樹帯等）を行います。

【計画概要】

・延長 3,510m（益城町広崎（熊本市境）～益城町寺迫（寺迫交差点））

・幅員 27.0m、4 車線、自転車歩行車道幅員 4.0m、停車帯 1.5m、植樹帯 1.5m

２）都市計画道路木山宮園線（県道益城菊陽線（新道））―（予定）

・県道益城菊陽線（木山地区）について、拡幅等の整備（歩行者・自転車の通行空間確保等）を行う予定です。

【計画概要】

・延長 1,190m（木山交差点～グランメッセ木山線交差点）

・幅員 14.0m、2 車線、自転車歩行車道幅員 3.5m

３）都市計画道路惣領木山線（町道グランメッセ木山線、県道益城菊陽線（旧道））―（予定）

・他の都市計画道路との接続部分である交差点の整備を行う予定です。

【計画概要】

・延長 3,760m（惣領～国道 443 号交差点）

・（町道益城菊陽線（旧道）区間）幅員 16.0m、2 車線、自転車歩行車道幅員 3.5m

・（町道グランメッセ木山線区間）幅員 14.0m、2 車線、自転車歩行車道幅員 3.5m

４）都市計画道路横町線―（予定）

・町道横町線について、拡幅等の整備（歩行者・自転車の通行空間確保等）を行う予定です。

【計画概要】

・延長 650m（木山交差点～国道 443 号交差点）

・幅員 14.0m、2 車線、自転車歩行車道幅員 3.5m

５）都市計画道路益城東西線―（予定）

・拡幅等の整備（歩行者・自転車の通行空間確保等）を行う予定です。

【計画概要】

・延長 2,320m（益城菊陽線交差点～国道 443 号交差点）

・幅員 14.0m、2 車線、自転車歩行車道幅員 3.5m

６）都市計画道路南北線―（予定）

・拡幅等の整備（歩行者の通行空間確保等）を行う予定です。

【計画概要】

・延長 1,490m（益城整形外科付近～益城ファーマーズビレッジ付近）

・幅員 12.0m、2 車線、歩車幅員 2.5m

７）都市計画道路第二南北線―（予定）

・拡幅等の整備（歩行者の通行空間確保等）を行う予定です。

【計画概要】

・延長 810m（コスモス薬局付近～馬水仮設団地付近）

・幅員 12.0m、2 車線、歩車幅員 2.5m